

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

#### 新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(参事等)</p> <p><b>第25条</b> 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p><b>第25条の4</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室に、<u>管理主事、事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>4 <u>管理主事、事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p><b>第27条の3</b> 教育機関に参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>及び副参事を置くことができる。</p> <p>2 <u>参事、事務専門幹、技術専門幹</u>及び副参事は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。</p>	<p>(参事等)</p> <p><b>第25条</b> 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。</p> <p>(課に置く室の長等)</p> <p><b>第25条の4</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室に、管理主事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>4 管理主事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて室の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p><b>第27条の3</b> 教育機関に参事及び副参事を置くことができる。</p> <p>2 参事及び副参事は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県教育委員会組織規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。